

令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

母子健康手帳の多言語化および 効果的な支援方法に関する調査研究

報 告 書

令和2年3月

公益社団法人 母子保健推進会議

目 次

I. 調査研究事業概要	2
1) 事業の実施目的	2
2) 事業の実施体制	2
(1) 有識者委員会の設置	2
(2) 事務局及び調査等の実施	3
3) 事業の実施内容	4
(1) 「母子健康手帳の多言語化及び効果的な支援方法」に関する調査票による調査	4
(2) 外国人妊産婦に対し充実した支援を実施している自治体等に対するヒアリング調査	4
(3) 成果物の作成	5
 II. 「母子健康手帳の多言語化及び効果的な支援方法」に関する概況調査	6
1) 調査対象	6
2) 調査方法	6
3) 結果	6
(1) 回答数	6
(2) 平成30年度に把握した外国人妊婦	7
(3) 外国語版母子健康手帳について	8
(4) 外国人妊婦への支援の実施状況	12
(5) ヒアリング調査の結果	22
横浜市・横浜市中区	22
堺市（堺市南保健センター）	24
浦安市	26
川口市	28
 資料編	30
調査票	
2019 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業	
「母子健康手帳の多言語化および効果的な支援方法」に関する概況調査	
 母子健康手帳（ネパール語版）	
日本での妊娠から子育てに必要な手続きと受けられるサービスのご案内（ネパール語版）	

I. 調査研究事業概要

「母子健康手帳の多言語化および効果的な支援方法に関する調査研究」では、全国の市区町村に対する外国語版母子健康手帳の交付状況や外国人妊産婦に対する支援に関する概況調査ならびに工夫し支援を行う自治体等に対するヒアリング調査を行った。調査結果を踏まえ、10 か国語の（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語・タガログ語・ネパール語）の母子健康手帳（令和元年度省令様式・任意様式）ならびに日本の母子保健サービスを紹介するリーフレットを作成した。

1) 事業の実施目的

平成 30 年 12 月末現在の在留外国人は 731,093 人、前年末から 169,245 人増加となり過去最高となったが、平成 30 年 12 月 25 日付け外国人材受入れ・共生に関する関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が了承され、今後ますます在留外国人が増加することが予想される。

平成 29 年の日本における外国人（両親とも外国人または母が外国籍）の出生数は 16,666 人、うち死産は 483 人（2.99%）であり、日本人の 2.15%に比べ高い。理由はさまざま考えられるが、知識や情報の不足もその一つと考えられる。

母子健康手帳は、妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書であり、市区町村では、妊娠の届出をした外国籍の方に外国語版の母子健康手帳を交付している。しかしながら、対象者が母子健康手帳の交付を知らない場合や市区町村により対応に相違がある、または交付を受けても母国語のものでなく理解が十分でない、文化の違い等から、適切な母子保健サービスにつながっていない場合もあると考えられる。一方で、紙媒体と併用して、電子媒体の母子健康手帳の活用も増え始め、課題も見えてきている。

そこで、最近増加が著しいネパール（平成 30 年末 88,591 人・前年比 11.1%増）語含め 10 か国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語・タガログ語・ネパール語）の母子健康手帳をそれぞれの国の文化等も鑑み作成すること、全国の市区町村に対して母子健康手帳の交付方法とその活用及び支援の方法を調査解析するとともに、ヒアリング調査により留意点や工夫点を探り、日本のどこでも在留外国人が母子保健情報を円滑に入手し活用し、安心して妊娠出産、子育てに臨める体制づくりに寄与することを本調査研究事業の目的とした。

2) 事業の実施体制

(1) 有識者委員会の設置

本事業においては、外国人妊産婦への効果的な支援方法の検討ならびに 10 か国語版母子健康手帳及びリーフレットを作成することを目的に、有識者委員会を設置した。

【委員名簿（敬称略）】

氏名	所属
安達久美子	公益社団法人日本助産師会副会長・ 東京都立大学健康福祉学部看護学科教授
江原 伯陽	エバラこどもクリニック院長
◎佐藤 拓代	公益社団法人母子保健推進会議会長
鈴木 俊治	公益社団法人日本産婦人科医会常務理事・ 葛飾赤十字産院副院長
當山 紀子	琉球大学医学部保健学科地域看護学講師
中村 安秀	甲南女子大学看護リハビリテーション学部看護学科教授・ 元国際母子手帳委員会代表
船田佳代子	川口市戸塚保健ステーションリーダー
安岡 香織	堺市南保健センター主幹
オブザーバー 厚生労働省子ども家庭局母子保健課	

※五十音順、◎は委員長

【有識者委員会概要】

回	開催日時	議題
第1回	令和元年10月29日(火) 15:00～17:00	(1) 事業実施概要 (2) 概況調査（調査票による調査・ヒアリング調査）について (3) 外国語版母子健康手帳について (4) リーフレットの内容について
第2回	令和2年1月23日(土) 9:30～11:30	(1) 調査票による調査の結果について (2) 外国人妊産婦への支援に関する事例報告 (3) 外国語版母子健康手帳案・リーフレット案について
第3回	令和2年2月28日(土) 9:30～11:30	(1) 調査票による調査の結果ならびに考察について (2) ヒアリング調査の結果について (3) 外国語版母子健康手帳・リーフレットについて (4) 報告書案について

(2) 事務局及び調査等の実施

公益社団法人 母子保健推進会議 学術委員会

3) 事業の実施内容

(1) 「母子健康手帳の多言語化及び効果的な支援方法」に関する調査票による調査

外国語版母子健康手帳の交付状況、外国人妊産婦に対する支援の実態について把握することを目的に全市区町村母子保健主管課への調査票による調査を実施した。

①調査対象：全 1,741 市区町村

②調査時期：令和元年 12 月～令和 2 年 2 月

令和元年 12 月 9 日(月)郵送。12 月 25 日(水)締切。

令和 2 年 2 月 27 日(木)までに返送された回答を調査結果として解析した。

③調査方法：郵送配布・郵送回収

④調査項目：外国語版母子健康手帳の配布状況、外国人妊産婦への支援の実施状況、外国語版の母子保健サービス関連文書・教材等の作成状況、外国人妊産婦のニーズが高い支援、外国人妊産婦支援で特に工夫していること 等

⑤回収状況

配布数	1741
回答数 (回収率)	1179 (67.7 %)
有効回答数 (回収率)	1151 (66.1 %)

*回答のあったもののうち、市区町村名等欠損データを除いたものを有効回答とした。

(2) 外国人妊産婦に対し充実した支援を実施している自治体等に対するヒアリング調査

在留外国人が多く居住する自治体から、工夫しきめ細やかに対処している自治体を選定し、外国人妊産婦の状況や効果的な支援方法について把握することを目的にヒアリング調査を実施した。

①調査対象：外国人妊産婦に対して工夫し支援している 4 自治体

自治体と連携し支援を行う関係機関 1 か所

②調査時期：令和 2 年 1 月～2 月

③調査項目：外国人妊産婦の状況、外国人妊産婦に対する母子健康手帳交付および支援方法、作成または購入している外国語版の母子保健サービス関連文書・教材等、支援において工夫していること 等

④調査概要

対象	日程
川口市戸塚保健ステーション	令和 2 年 1 月 23 日 (土) (第 2 回委員会内)
堺市南保健センター	令和 2 年 1 月 23 日 (土) (第 2 回委員会内)

浦安市健康こども部母子保健課	令和2年1月30日(木)
横浜市中区福祉保健センターこども家庭支援課・ 横浜市こども青少年局こども家庭課	令和2年2月3日(月)
公益財団法人かながわ国際交流財団	令和2年2月3日(月)

(3) 成果物の作成

①多言語化された母子健康手帳の作成(10言語)

現行の母子健康手帳について、令和元年度の任意様式部分を反映させ、各国の文化的背景等を考慮して、以下の10言語に翻訳した(A5判・117頁)。翻訳は各言語に通じた業者に委託し叩き台を作成し、母子保健に通じた本事業委員が加筆修正を行った。なお、ネパール語を除く9か国語の母子健康手帳の省令様式部分(目次～p.57)の作成にあたっては、公益財団法人母子衛生研究会編集の「外国語／日本語併記 母子健康手帳」に依拠して作成させていただいた。

・英語 ・中国語 ・韓国語 ・スペイン語 ・ポルトガル語 ・ベトナム語
・インドネシア語 ・タイ語 ・タガログ語 ・ネパール語

②外国人妊産婦へ母子健康手帳とともに配布するリーフレットの作成(10言語)

日本における妊娠から子育てまでの一覧の流れの説明や注意すべき点等のポイントをイラストを多用しわかりやすくまとめ、母子健康手帳とともに手渡すサブテキストとしてのリーフレット(A5判・8頁・カラー)を母子健康手帳と同様、下記10言語作成した。

・英語 ・中国語 ・韓国語 ・スペイン語 ・ポルトガル語 ・ベトナム語
・インドネシア語 ・タイ語 ・タガログ語 ・ネパール語

内容：外国人住民のための子育てチャート～妊娠・出産から小学校入学まで～、各事業の説明、日本の母子保健サービスの特徴、救急車が無料であることの説明、予防接種スケジュール 等

※公益財団法人かながわ国際交流財団が2016年度に発行した「外国人住民のための子育てチャート～妊娠・出産から小学校入学まで～」を参考に作成した。

③報告書の作成

有識者委員会における検討結果、調査票による調査・ヒアリング調査の結果、母子健康手帳、リーフレットをとりまとめ、報告書を作成した。なお、ページ数の関係上、報告書には、多言語化された母子健康手帳ならびにリーフレットの一部言語のみ掲載した。

Ⅱ. 「母子健康手帳の多言語化及び効果的な支援方法」に関する概況調査

1) 調査対象

全国市区町村 1,741 か所を対象とした。

2) 調査方法

郵送による質問紙調査を行った。

3) 結果

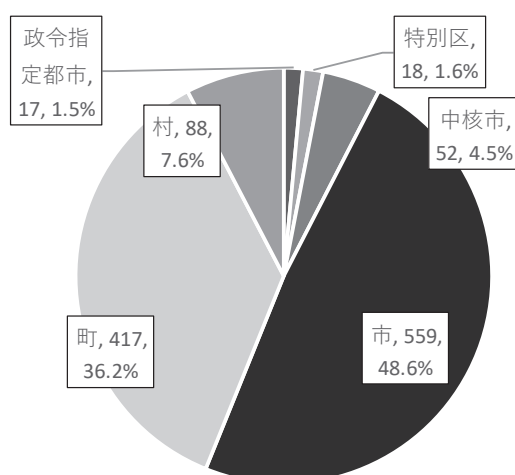
(1) 回答数

1,741か所のうち1,179か所から質問紙の返却があり、収受率は67.7%であった。市町村名等の基本的情報がない回答を除き、有効回答を1,151か所(回答率66.1%)として分析を行った。

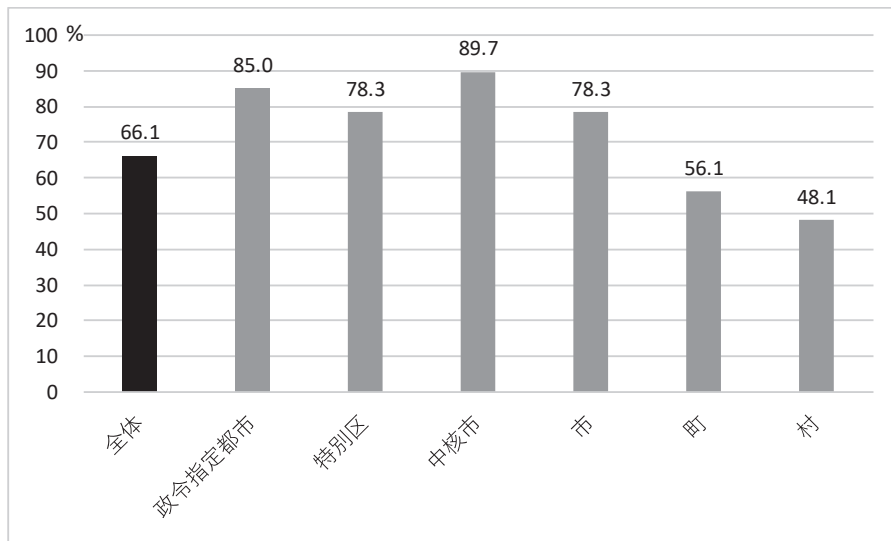
回答のあった自治体の割合は、政令指定都市1.5%、特別区1.6%、中核市4.5%、市48.6%、町36.2%、村7.6%であった(図表1)。

自治体の種類別に回答率をみると、政令指定都市では20か所のうち17か所(85.0%)、特別区は23か所のうち18か所(78.3%)、中核市では58か所のうち52か所(89.7%)、市では714か所のうち559か所(78.3%)、町では743か所のうち417か所(56.1%)、村では183か所のうち88か所(48.1%)と、人口の多い自治体では回答率が高かったが、町や村では低くなっていた(図表2)。町や村では外国人妊産婦に接することが少ないとして回答しなかった可能性がある。

図表1 自治体種類別割合 N=1,151



図表 2 自治体種類別等回答率 N=1,151



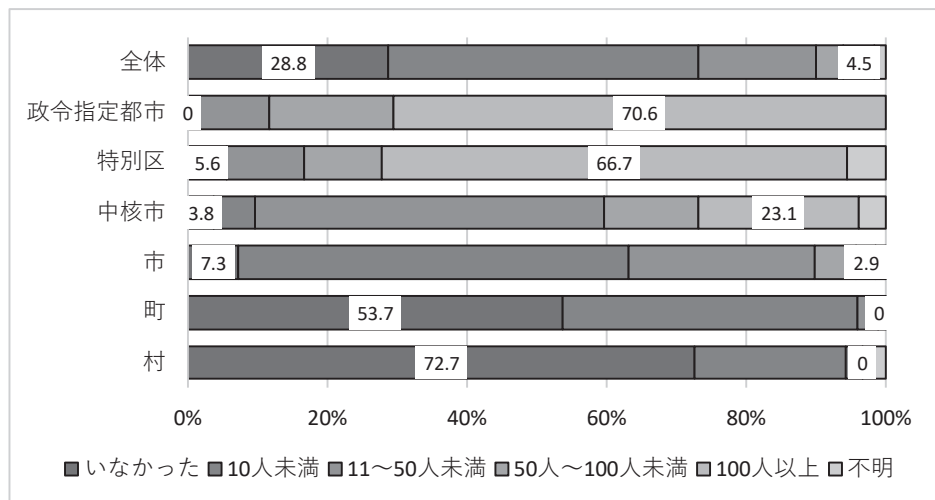
(2) 平成 30 年度に把握した外国人妊婦

平成 30 年度に把握した外国人妊婦は、100 人以上が 52 か所 (4.5%)、50 人～100 人未満が 45 か所 (3.9%)、11～50 人未満が 194 か所 (16.9%)、10 人未満が 510 か所 (44.3%) で、10 人未満がもっとも多かった。また、「いなかった」が 332 か所 (28.8%)、不明が 18 か所 (1.6%) あり、把握した妊婦のいる自治体の合計は 801 か所であった。

自治体の種類と外国人妊婦数をみると、政令指定都市と特別区は傾向が似ており 100 人以上が 70.6%、66.7%と多く、人口が小さい自治体になればなるほど「いなかった」が多くなり町では 53.7%、村では 72.7%であった (図表 3)。

図表 3 自治体種類別把握した妊婦数の割合

N=1,151 %の記入は「いなかった」及び「100人以上」



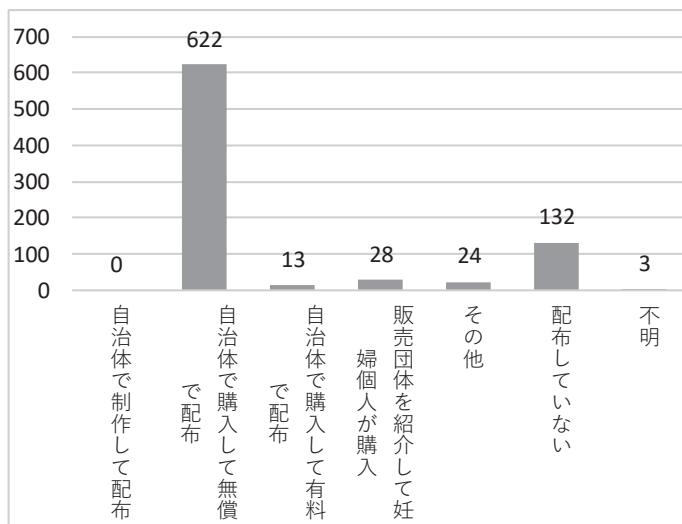
（３）外国語版母子健康手帳について

平成 30 年度に把握した妊婦のいる 801 か所について、尋ねた。

①自治体としての外国語版母子健康手帳の配布

外国語版母子健康手帳の配布は「自治体で制作して配布」しているところ 0 か所で、「自治体で購入して無償で配布」622 か所（77.7%）、「自治体で購入して有料で配布」13 か所（1.6%）、「販売団体を紹介して妊婦個人が購入」28 か所（3.5%）で、「自治体で購入して無償で配布」が多かったが、「配布していない」

図表 4 外国語母子健康手帳の配布 N=801



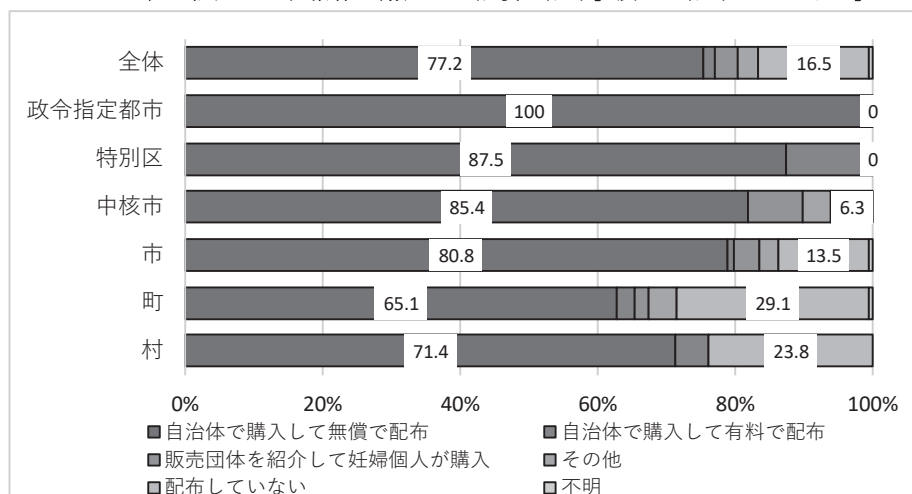
が 132 か所（16.5%）あった（図表 4）。「その他」が 24 か所（3.0%）あり、内容は「購入し無償配布の準備をしているが、対象者が日本語版母子健康手帳希望」「希望者に販売団体を紹介（購入したかどうかは不明）」「日本語版を配布し、外国語版は販売団体紹介のみ」「希望があれば市で購入」「販売団体のサンプルを使用」「妊婦ではないが、子どもがいるのでほしいとのことで無償配布」などであった。

自治体種類別に配布方法をみると、政令指定都市では「自治体で購入して無償で配布」が 100%であったが、町では 65.1%、村では 71.4%と少なかった（図表 5）。反対に「配布していない」は政令指定都市、特別区では 0%であったが、町では 29.1%、村では 23.8%と多くなっていた。配布していない自治体では、日本語母子健康手帳は配布するが外国語母子健康手帳の希望がない等が考えられるが、これは大規模自治体でもあることであり、配布していない理由等の検討が必要と考えられた。

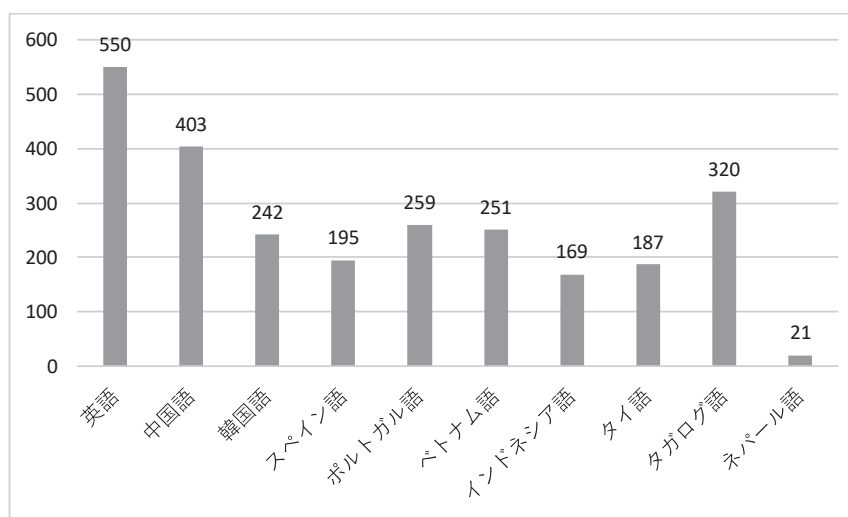
「自治体で購入して無償で配布」している 622 か所について、母子健康手帳の言語を自由記載の複数回答で求めた。もっとも多いのは英語 550 か所（88.4%）、中国語 403 か所（64.8%）、韓国語 242 か所（38.9%）、スペイン語 195 か所（31.4%）、ポルトガル語 259 か所（41.6%）、ベトナム語 251 か所（40.4%）、インドネシア語 169 か所（27.0%）、タイ語 187 か所（30.0%）、タガログ語 320 か所（51.5%）、ネパール語 21 か所（3.4%）であった（図表 6）。ネパール語を除く 9 か国語の母子健康手帳は、株式会社母子保健事業団が販売しているので配布数が多いと考えられた。そのほか、日本家族計画協会が発行している日本語・英語・ポルトガル語・タガログ語・中国語・韓国語の 6 か国語版母子健康手帳の記載があった。

図表 5 自治体種類別外国語版母子健康手帳の配布

N=800 %の記入は「自治体で購入して無償で配布」及び「配布していない」



図表 6 自治体購入無償配布の言語別配布数 N=622 複数回答



②母子健康手帳任意様式部分への対応

母子健康手帳の様式は、母子保健法第 16 条により厚生労働省令で定めるとされており、母子保健法施行規則（厚生労働省令）第 7 条において、様式が定められている（いわゆる「省令様式」）。この条例では省令様式のほか、日常生活上の注意や乳幼児の養育に必要な情報などを示した面を別に設けるものとされ（いわゆる「任意様式」）、厚生労働省から通知によって日常生活上の注意、子育て上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報等の作成例が示されている。図表 6 の市販している外国語版母子健康手帳の内容は省令様式部分であり、任意様式部分は含まれていない。

そこで、図表 4 の「自治体で購入して無償で配布」622 か所、「自治体で購入して有料で配布」13 か所、「販売団体を紹介して妊婦個人が購入」28 か所の計 663

か所について、任意様式部分への対応を尋ねた。「自治体で作成」3 か所（0.56%）、
「内容を抜粋したリーフレット等を作成」9 か所（1.4%）、「内容を抜粋したリー
フレット等を購入」9 か所（1.4%）、「対応していない」602 か所（90.8%）と、
「対応していない」ところが大多数であった。「その他」が 36 か所（5.4%）あり、
主旨は「日本語パンフレットまたは日本語母子健康手帳を配布し、通訳に翻訳し
てもらうまたは翻訳アプリ使用」、「県のリーフレット配布、医療機関等で対応」、
「予防接種は言語ごとの既存の案内使用」、「市で採用している母子手帳アプリ（多
言語対応）を併せて案内」などであった。

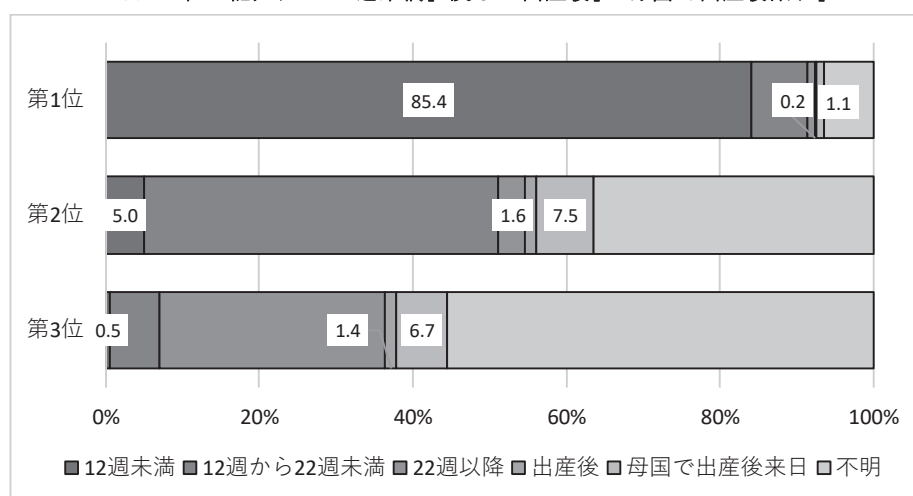
③外国人の妊娠届出週数

外国人妊婦が妊娠届出を行う週数について、多い順に尋ねた。多い順位が 1 位
は、「12 週未満」684 か所（85.4%）が多く、「12 週から 22 週未満」59 か所（7.4%）、
「16 週以降」8 か所（1.0%）、「出産後（妊娠中の妊娠届出なし）」2 か所（0.2%）、
「母国で出産し乳児を連れて来日した産婦」9 か所（1.1%）であった。

多い順位第 1 位から第 3 位の推移は図表 7 のとおりである。第 2 位、第 3 位に
は「12 週から 22 週未満」「母国で出産し乳児を連れて来日した産婦」の割合が増
えていた。第 1 位から第 3 位までに「出産後（妊娠中の妊娠届出なし）」「母国で
出産し乳児を連れて来日した産婦」の回答のあったところはそれぞれ 26 か所
（3.2%）、123 か所（15.4%）であり、後者は妊娠期から母国で保健・医療サー
ビスを受けたと考えられるが、前者は日本における保健・医療サービスの周知が
不十分だった可能性があると考えられた。

図表 7 外国人の妊娠届出週数の多い順位

N=801 %の記入は「12 週未満」及び「出産後」「母国で出産後來日」



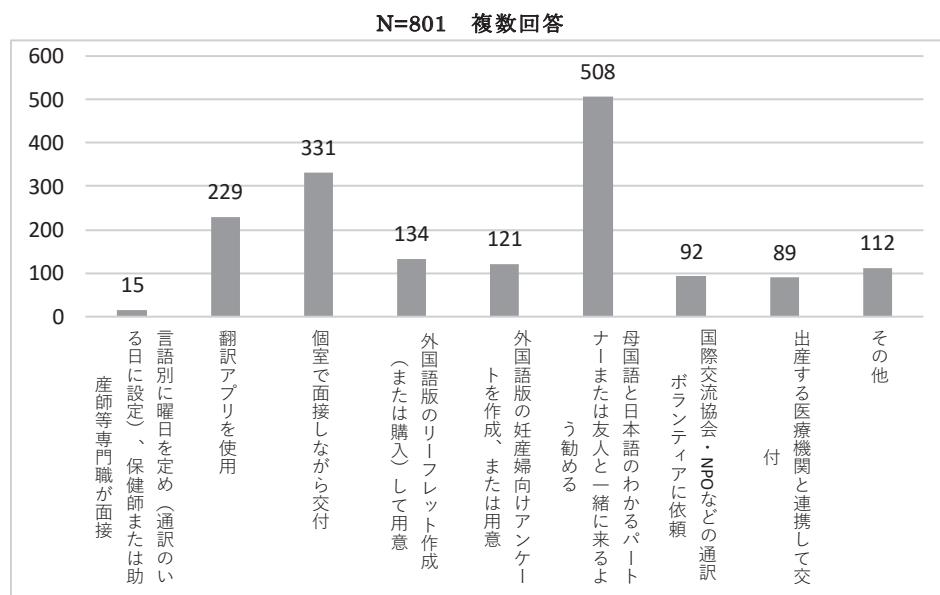
④母子健康手帳の配布方法やその際の外国人妊婦支援の工夫

もっとも多いのは「母国語と日本語のわかるパートナーまたは友人と一緒に来

るよう勧める」508 か所（63.4%）で、次いで「個室で面接しながら交付」331 か所（41.3%）、「翻訳アプリを使用」229 か所（28.6%）、「外国語版の妊産婦向けアンケートを作成、または用意」134 か所（16.7%）等であった（図表 8）。「その他」の主な内容は、「外国語母子健康手帳の配布」「庁内や職員で語学が堪能な職員が通訳」「就業先の相談員等の協力を得ている」「医療機関等から事前に連絡をもらうなどして対応できるよう準備をしておく」等の記載があった。

自治体種類別に見ると、政令指定都市や特別区及び中核市では「外国語版のリーフレット作成（または購入）して用意」や「外国語版の妊産婦向けアンケートを作成、または用意」が多く、さらに特別区では「翻訳アプリを使用」が多くなっていた（図表 9）。

図表 8 母子健康手帳の配布方法やその際の外国人妊婦支援の工夫



図表 9 自治体種類別母子健康手帳の配布方法やその際の外国人妊婦支援の工夫

	自治体種類						
	政令指定都市 N=17	特別区 N=16	中核市 N=48	市 N=510	町 N=189	村 N=21	計 N=801
言語別に曜日を定め（通訳のいる日に設定）、保健師または助産師等専門職が面接	0 (0.0)	1 (6.3)	1 (2.1)	11 (2.2)	1 (0.5)	1 (4.8)	15 (1.9)
翻訳アプリを使用	7 (41.2)	10 (62.5)	18 (37.5)	136 (26.7)	51 (27.0)	7 (33.3)	229 (28.6)
個室で面接しながら交付	5 (29.4)	2 (12.5)	11 (22.9)	231 (45.3)	77 (40.7)	5 (23.8)	331 (41.3)
外国語版のリーフレット作成（または購入）して用意	9 (52.9)	5 (31.3)	17 (35.4)	81 (15.9)	18 (9.5)	4 (19.0)	134 (16.7)
外国語版の妊産婦向けアンケートを作成、または用意	7 (41.2)	8 (50.0)	20 (41.7)	71 (13.9)	10 (5.3)	5 (23.8)	121 (15.1)
母国語と日本語のわかるパートナーまたは友人と一緒に来るよう勧める	10 (58.8)	10 (62.5)	31 (64.6)	311 (61.0)	132 (69.8)	14 (66.7)	508 (63.4)
国際交流協会・NPOなどの通訳ボランティアに依頼	7 (41.2)	4 (25.0)	14 (29.2)	60 (11.8)	7 (3.7)	0 (0.0)	92 (11.5)
出産する医療機関と連携して交付	1 (5.9)	0 (0.0)	6 (12.5)	63 (12.4)	18 (9.5)	1 (4.8)	89 (11.1)
その他	5 (29.4)	3 (18.8)	4 (8.3)	72 (14.1)	25 (13.2)	3 (14.3)	112 (14.0)

（４）外国人妊婦への支援の実施状況について

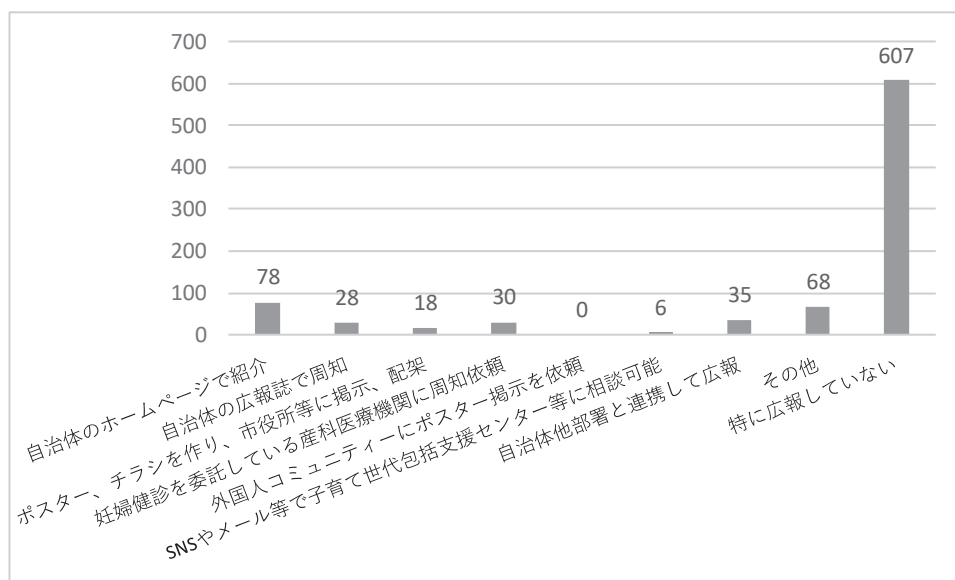
平成 30 年度に把握した妊婦のいる 801 か所について、尋ねた。

①外国人に対して、多言語の母子健康手帳があることや妊娠・出産について相談・支援が受けられることの広報

妊娠する前から女性やパートナー、または家族へ、多言語の母子健康手帳があることや妊娠・出産について相談・支援が受けられることの周知を図ることが重要である。内容では図表 10 に示すように、もっとも多くても「自治体のホームページで紹介」78 か所（9.7％）であり、ほとんど広報がされていなかった。特に「特に広報していない」が 607 か所（75.8％）と大多数を占めていた。手段は通常事業の周知方法でも可能なことから、妊娠・出産に関する支援の入り口である妊娠届出や母子健康手帳について広報に取り組む必要がある。

図表 10 多言語母子健康手帳や妊娠・出産の相談・支援の広報

N=801 複数回答



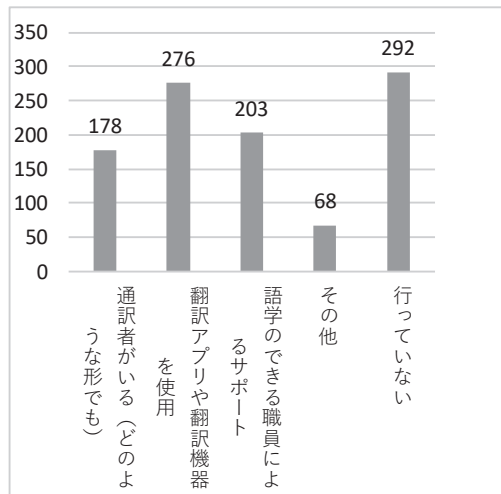
②各国語の通訳支援

家族や友人による通訳を除いた通訳の支援を尋ねたところ、もっとも多いのは「翻訳アプリや翻訳機器を使用」276 か所（34.5%）であり、次いで「語学のできる職員によるサポート」203 か所（25.3%）、「通訳者がいる（どのような形でも）」178 か所（22.2%）であった（図表 11）。「行っていない」ところも 292 か所（36.5%）あった。

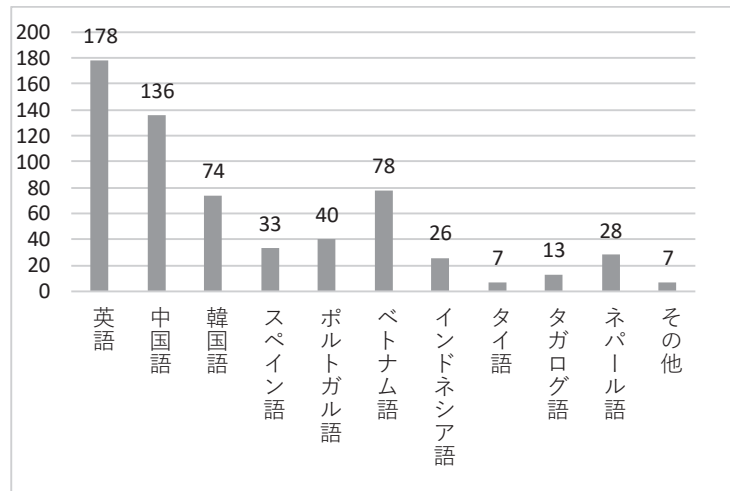
「通訳者がいる（どのような形でも）」場合の通訳支援の言語は、英語が多く 178 か所（22.2%）、次いで中国語 136 か所（17.0%）等であった（図表 12）。「その他」の 7 か所は、モンゴル語、オランダ語、フランス語、ビサヤ語、アラビア語、ロシア語、ドイツ語、カンボジア語、アラビア語、ペルシャ語の記載があった。

自治体種類別に見ると、政令指定都市、特別区、中核市は「通訳者がいる（どのような形でも）」と「語学のできる職員によるサポート」が多く、特別区は「翻訳アプリや翻訳機器を使用」が多く、通訳支援を「行っていない」ところは政令指定都市、特別区にはなく、町に多かった（図表 13）。

図表 11 各国語の通訳支援 N=801 複数回答



図表 12 通訳支援の言語 N=801 複数回答



図表 13 自治体種類別各国語の通訳支援 N=801

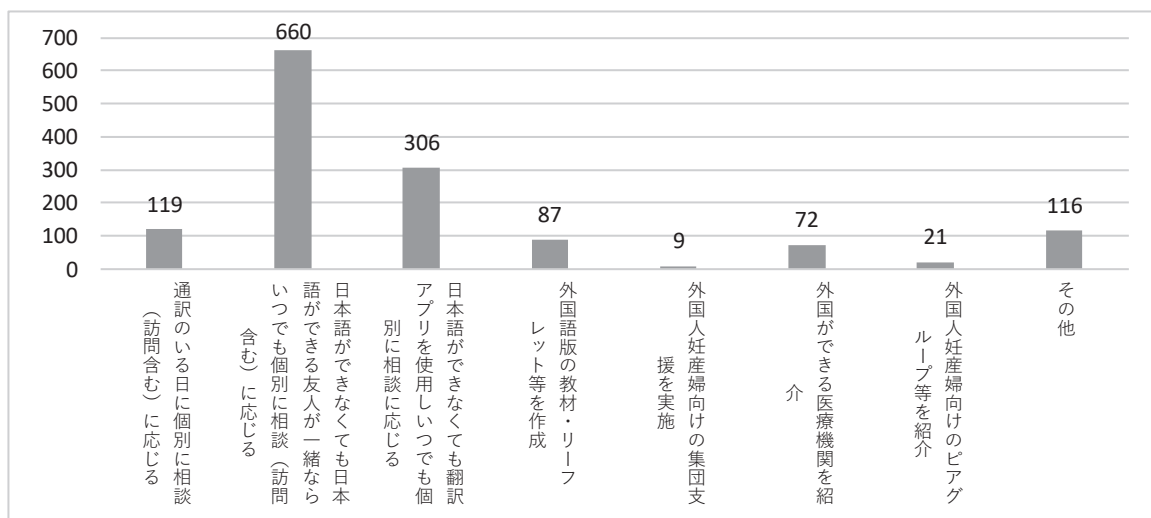
	自治体種類						
	政令指定都市 N=17	特別区 N=16	中核市 N=48	市 N=510	町 N=189	村 N=21	合計 N=801
通訳者がいる（どのような形でも）	8 (47.1)	9 (56.3)	23 (47.9)	117 (22.9)	17 (9.0)	4 (19.0)	178 (22.2)
翻訳アプリや翻訳機器を使用	7 (41.2)	11 (68.8)	19 (39.6)	183 (35.9)	49 (25.9)	7 (33.3)	276 (34.5)
語学のできる職員によるサポート	8 (47.1)	8 (50.0)	22 (45.8)	134 (26.3)	24 (12.7)	7 (33.3)	203 (25.3)
その他	5 (29.4)	1 (6.3)	8 (16.7)	50 (9.8)	4 (2.1)	0 (0.0)	68 (8.5)
行っていない	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (6.3)	167 (32.7)	115 (60.8)	7 (33.3)	292 (36.5)

③行政における保健師や助産師による妊娠・出産・子育てに関する個別支援・集団支援

「日本語ができなくても日本語ができる友人が一緒ならいつでも個別に相談（訪問含む）に応じる」がもっとも多く 660 か所（82.4%）と、ほとんどのところで行われていた（図表 14）。次いで「日本語ができなくても翻訳アプリを使用しいつでも個別に相談に応じる」であったが、306 か所（38.2%）と約 4 割であった。「外国語ができる医療機関を紹介」は 72 か所（9.0%）、「外国人妊産婦向けのピアグループ等を紹介」も 21 か所（2.6%）と少なく、このような地域資源が乏しいと考えられた。「外国人妊産婦向けの集団支援を実施」は 9 か所（1.1%）で、その内容は「外国人居住地での育児相談」「ネパール人母親学級を今年度試行」「ベトナム人向けの集団支援を実施」「外国人産婦の集う場所」「離乳食等に関する健康相談」「ベトナム人交流会」との記載があった。「その他」が 116 か所（14.5%）と多かったが、主な内容は「希望があれば同じ国の母子を紹介する、つなげる」「外国人を対象とした育児サークルの開催」「訪問時は日本語・母国語のわかるパートナーの同席を依頼」「集団健診日に通訳に来てもらっている」などで、さまざまな取り組みがなされていた。

自治体種類別にみると、政令指定都市では「通訳のいる日に個別に相談（訪問含む）に応じる」と「外国語版の教材・リーフレット等を作成」が全体より多く、特別区では「日本語ができなくても翻訳アプリを使用しいつでも個別に相談に応じる」と「外国語ができる医療機関を紹介」が多かった（図表 15）。「日本語ができなくても日本語ができる友人が一緒ならいつでも個別に相談（訪問含む）に応じる」はどの自治体でもよく行われていた。

図表 14 行政における保健師や助産師による妊娠・出産・子育てに関する個別支援・集団支援 N=801 複数回答



図表 15 自治体種類別各国語の通訳支援 N=801

	自治体種類						
	政令指定都市 N=17	特別区 N=16	中核市 N=48	市 N=510	町 N=189	村 N=21	合計 N=801
通訳のいる日に個別に相談（訪問含む）に応じる	6 (35.3)	4 (25.0)	14 (29.2)	82 (16.1)	12 (6.3)	1 (4.8)	119 (14.9)
日本語ができなくても日本語ができる友人と一緒にいつでも個別に相談（訪問含む）に応じる	17 (100.0)	15 (93.8)	48 (100.0)	412 (80.8)	151 (79.9)	17 (81.0)	660 (82.4)
日本語ができなくても翻訳アプリを使用しいつでも個別に相談に応じる	7 (41.2)	10 (62.5)	26 (54.2)	186 (36.5)	67 (5.4)	10 (47.6)	306 (38.2)
外国語版の教材・リーフレット等を作成	9 (52.9)	3(18.8)	11 (22.9)	54 (10.6)	8 (4.2)	2 (9.5)	87 (10.9)
外国人妊産婦向けの集団支援を実施	0 (0.0)	2 (12.5)	2 (4.2)	5 (1.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (1.1)
外国語ができる医療機関を紹介	2 (11.8)	9 (56.3)	5 (10.4)	43(8.4)	11 (5.8)	2 (9.5)	72 (9.0)
外国人妊産婦向けのピアグループ等を紹介	1 (5.9)	0 (0.0)	3 (6.3)	13 (2.5)	3 (1.6)	1 (4.8)	21 (2.6)
その他	3 (17.6)	3 (18.8)	7 (14.6)	76 (14.9)	24 (12.7)	3 (14.3)	116 (14.5)

④母子保健に関する事業の案内で外国語版を作成、または使用しているもの

「貴自治体で案内を作成している事業の案内」は 236 か所（29.5％）で作成または使用しており、特別区では 16 か所（100％）であった（図表 16）。「購入する等で使用している事業の案内」は 161 か所（20.1％）で使用していたが、政令指定都市では 6 か所（35.3％）とやや多かった。町ではいずれの割合も低く、村では「購入する等で使用している事業の案内」がやや低かった。

自治体で作成されている事業の案内は、「妊婦健診の案内」56 か所（7.0％）、「新生児訪問の案内」71 か所（8.9％）、「乳幼児健診の案内」157 か所（19.6％）、「予防接種の案内」123 か所（15.4％）と多くはなかった（図表 17）。特別区では「新生児訪問の案内」「乳幼児健診の案内」「予防接種の案内」がやや多く作成されていた。

他から購入する等で利用している事業の案内も多くはなく、特別区と村ではさらに少なくなっていたが、特別区では自治体で作成していることによると考えられた（図表 18）。

図表 16 自治体種類別母子保健に関する事業の案内で外国語版を作成、
または使用しているもの N=801

	自治体種類						
	政令指定都市 N=17	特別区 N=16	中核市 N=48	市 N=510	町 N=189	村 N=21	合計 N=801
貴自治体で案内を作成している事業の案内	11 (64.7)	16 (100.0)	27 (56.3)	148 (29.0)	27 (14.3)	7 (33.3)	236 (29.5)
購入する等で使用している事業の案内	6 (35.3)	3 (18.8)	12 (25.0)	105 (20.6)	32 (16.9)	3 (14.3)	161 (20.1)
不明	3 (17.6)	0 (0.0)	13 (27.1)	277 (54.3)	134 (70.9)	11 (52.4)	438 (54.7)

図表 17 自治体種類別自治体で案内を作成している事業の案内 N=801

	自治体種類						
	政令指定都市 N=17	特別区 N=16	中核市 N=48	市 N=510	町 N=189	村 N=21	合計 N=801
妊婦健診の案内	3 (17.6)	3 (18.8)	10 (20.8)	32 (6.3)	5 (2.6)	3 (14.3)	56 (7.0)
新生児訪問の案内	1 (5.9)	7 (43.8)	12 (25.0)	41 (8.0)	5 (2.6)	5 (23.8)	71 (8.9)
乳幼児健診の案内	7 (41.2)	9 (56.3)	17 (35.4)	10 2 20.0)	17 (9.0)	5 (23.8)	157 (19.6)
予防接種の案内	4 (23.5)	7 (43.8)	13 (27.1)	77 (15.1)	16 (8.5)	6 (28.6)	123 (15.4)
その他	4 (23.5)	8 (50.0)	13 (27.1)	66 (12.9)	10 (5.3)	2 (9.5)	103 (12.9)

図表 18 自治体種類別他から購入等で使用している事業の案内 N=801

	自治体種類						
	政令指定都市 N=17	特別区 N=16	中核市 N=48	市 N=510	町 N=189	村 N=21	合計 N=801
妊婦健診の案内	2 (11.8)	1 (6.3)	3 (6.3)	24 (4.7)	3 (1.6)	0 (0.0)	33 (4.1)
新生児訪問の案内	2 (11.8)	1 (6.3)	2 (4.2)	22 (4.3)	2 (1.1)	0 (0.0)	29 (3.6)
乳幼児健診の案内	3 (17.6)	0 (0.0)	3 (6.3)	2 7 5.3)	5 (2.6)	0 (0.0)	38 (4.7)
予防接種の案内	3 (17.6)	1 (6.3)	8 (16.7)	75 (14.7)	25 (13.2)	2 (9.5)	114 (14.2)
その他	1 (5.9)	1 (6.3)	5 (10.4)	29 (5.7)	8 (4.2)	1 (4.8)	45 (5.6)

⑤特に必要と考えられる外国語版の母子保健サービス関連文書・教材等（現在作成または使用している場合は必要性が特に高いと考えられるもの）

いずれも必要と考える自治体が多いと予想されることから、上位 1 位、2 位、3 位、4 位、5 位の記載を求めた。1 位では、「妊娠届出」160 か所（20.0%）、「妊婦健診の案内」146 か所（18.2%）が多く、母子保健サービスの入り口での外国語版対応が求められていた（図表 19）。

自治体種類別にみると、政令指定都市は「妊娠届出」、中核市では「妊婦健診の案内」、村では「予防接種の案内」がやや多く必要と考えられていた（図表 19）。

図表 19 の 9 項目について必要性を検討するために、順位別に 1 位 5 点、2 位 4 点、3 位 3 点、4 位 2 点、5 位 1 点の重みをつけて集計を行った。「妊婦健診案内」1,470 点、「新生児訪問案内」862 点、「乳幼児健診案内」1,873 点、「予防接種案内」2,122 点、「妊婦健診受診券」1,244 点、「妊娠届出」572 点、「乳幼児健診問診票」1,664 点、「保健指導用リーフレット等」750 点、「乳幼児健診未受診者への受診勧奨案内」572 点となり、「予防接種案内」2,122 点がもっとも点数が高く、次いで「乳幼児健診案内」1,873 点、「乳幼児健診問診票」1,664 点であった。

「予防接種案内」「乳幼児健診案内」「乳幼児健診問診票」の必要性が高いと考えられていたが、図表 17 のようにすでに作成している自治体があることから、共通している内容についてはまだ作成していない自治体が情報を共有できる等の検討も必要と考えられた。